

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月31日

私は、A株式会社に、平成12年6月24日から25年11月15日まで勤務していたが、国の記録では、15年8月に支給された賞与の記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社の回答並びに申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票及び同年分の所得税の確定申告書により、申立人は同社から申立期間に係る賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、前述の源泉徴収票及び確定申告書により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における平成15年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが認められる。

さらに、複数の元同僚が提出したA株式会社から支給された平成15年8月分賞与に係る給与支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票及び確定申告書において推認できる厚生年金保険料控除額から、17万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、申立期間当時において、同社の厚生年金保険被保険者であった17人全員に平成15年8月に支給された賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該賞与に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②については18万1,000円、申立期間③については17万8,000円、申立期間④については18万2,000円、申立期間⑤については17万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月30日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月30日

有限会社A（現在は、A株式会社）に勤めていた期間中に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該賞与に係る国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間①から⑤までの賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人が所持する有限会社Aに係る平成15年分、16年分及び17年分給与所得の源泉徴収票、給料明細書、手当明細書並びに賞与明細書の記録から、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、申立期間①及び②については 18 万 1,000 円、申立期間③については 17 万 8,000 円、申立期間④については 18 万 2,000 円、申立期間⑤については 17 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年1月10日、同年4月30日及び同年10月29日を支払日とする当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を31万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額を、申立期間④は31万8,000円、申立期間⑤は33万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月15日
② 平成16年5月31日
③ 平成16年11月9日
④ 平成19年7月31日
⑤ 平成19年12月28日

私は、平成9年11月から22年2月までA社が運営するB事業所に勤務した。

申立期間①から③までについては、国の記録では賞与の支払年月日が、申立期間①は平成16年1月10日、申立期間②は同年4月30日、申立期間③は同年10月29日と誤って記録されている上、事業主による賞与支払届の提出が遅れたため、年金の給付に反映されない記録とされてい

るので、当該期間について年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

また、申立期間④及び⑤の賞与に係る記録が無いが、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間④及び⑤の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、金融機関から提出された流動性取引履歴明細表によれば、申立人の預金口座に平成16年1月15日から同年4月30日までの期間、同年5月31日から同年9月30日までの期間及び同年11月9日から17年4月30日までの期間にそれぞれ5回ずつ、計15回にわたり賞与が振り込まれていることが確認できるところ、A社の元事務長は、申立期間①から③までに係る賞与をそれぞれ5回に分割して振り込んだ旨回答していることから、上記流動性取引履歴明細表において確認できる賞与は、B事業所から支払われた申立期間①から③までに係る賞与であることが認められる。

また、A社の元事務長は、申立期間①から③までに係る賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答しているところ、B事業所の元事業主から提出された確約書に記載された「未納処理となってしまった社会保険料」の合計額と、同書に記載された賞与の月分に対応する社会保険料（雇用保険料を除く。）の合計額がおおむね一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の流動性取引履歴明細表から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、元事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④及び⑤について、申立人から提出された預金通帳及び前述の流動性取引履歴明細表によれば、申立人の預金口座に平成19年7月31日から同年11月30日までの期間及び同年12月28日から20年4月30日までの期間にそれぞれ5回ずつ、計10回にわたり賞与が振り込まれていることが確認できるところ、前述のA社の元事務長の回答から、上記預金通

帳及び流動性取引履歴明細表において確認できる賞与は、B事業所から支払われた申立期間④及び⑤に係る賞与であることが認められる。

また、申立人と同様にA社が運営する事業所から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が提出した賞与支払明細書及び同社が提出した当該同僚に係る平成19年分賃金台帳又は支給控除一覧表において、申立期間④及び⑤に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の元事務長は、申立期間④及び⑤に係る賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答しているところ、前述の確約書に記載された「未納処理となってしまった社会保険料」の合計額と、同書に記載された賞与の月分に対応する社会保険料（雇用保険料を除く。）の合計額がおおむね一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、前述の流動性取引履歴明細表から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間④は31万8,000円、申立期間⑤は33万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年1月10日、同年4月30日及び同年10月29日を支払日とする当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は43万4,000円、申立期間②は42万2,000円、申立期間③は59万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額を、申立期間④は55万円、申立期間⑤は56万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月15日
② 平成16年5月31日
③ 平成16年11月9日
④ 平成19年7月31日
⑤ 平成19年12月28日

私は、平成9年11月から22年2月までA社が運営するB事業所で厚生年金保険に係る業務に従事し、19年からは同事業所の事務長を務めていたが、賞与に係る届出については私に権限は無かった。

申立期間①から③までについては、国の記録では賞与の支払年月日が、申立期間①は平成16年1月10日、申立期間②は同年4月30日、申立期間③は同年10月29日と誤って記録されている上、年金の給付に反映

されない記録とされているので、当該期間について年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

また、申立期間④及び⑤の賞与に係る記録が無いが、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間④及び⑤の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態にあったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、申立人の主張及び同僚の回答から、申立人は、B事業所において、申立期間①から④までの当時は社会保険関係事務の担当者、また、申立期間⑤当時は事務長であったことが認められる。

しかしながら、A社の元代表であったB事業所の元事業主は、同社が運営する施設の事務は、同社の本部としているC事業所（以下「本部」という。）の元事務長がとりまとめをしており、申立人に対して指示を出すのは本部の元事務長であった旨証言している上、申立人の同僚も、「申立期間当時、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届のように、臨時的に大きな保険料が発生するような届書については、手形で処理するためA社を通して社会保険事務所（当時）に提出していた。」旨証言していることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

申立期間①から③までにおいて、申立人から提出された流動性取引履歴明細表によれば、申立人の預金口座に平成16年1月15日から同年4月30日までの期間、同年5月31日から同年9月30日までの期間及び同年11月9日から17年4月30日までの期間にそれぞれ5回ずつ計15回にわたり賞与が振り込まれていることが確認できるところ、本部の元事務長は、申立期間①から③までに係る賞与をそれぞれ5回に分割して振り込んだ旨回答していることから、上記流動性取引履歴明細表において確認できる賞与は、B事業所から支払われた申立期間①から③までに係る賞与であることが認められる。

また、本部の元事務長は、申立期間①から③までに係る賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答しているところ、申立人から提出された確約書に記載された「未納処理となってしまった社会保険料」の合計額と、同書に記載された賞与の月分に対応する社会保険料（雇用保険料を除く。）の合計額がおおむね一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の流動性取引履歴明細表から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は43万4,000円、申立期間②は42万2,000円、申立期間③は59万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④及び⑤について、申立人から提出された流動性取引履歴明細表によれば、申立人の預金口座に平成19年7月31日から同年11月30日までの期間及び同年12月28日から20年4月30日までの期間にそれぞれ5回ずつ、計10回にわたり賞与が振り込まれていることが確認できるところ、前述の本部の元事務長の回答から、上記流動性取引履歴明細表において確認できる賞与は、B事業所から支払われた申立期間④及び⑤に係る賞与であることが認められる。

また、申立人と同様にA社が運営する事業所から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が提出した賞与支払明細書及び同社が提出した当該同僚に係る平成19年分賃金台帳又は支給控除一覧表において、申立期間④及び⑤に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、本部の元事務長は、申立期間④及び⑤に係る賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答しているところ、前述の確約書に記載された「未納処理となってしまった社会保険料」の合計額と、同書に記載された賞与の月分に対応する社会保険料（雇用保険料を除く。）の合計額がおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、前述の流動性取引履歴明細表及から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、申

立期間④は 55 万円、申立期間⑤は 56 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年4月から52年3月まで

申立期間当時は、住所の移り変わりはあったものの、国民年金保険料は父親が納付していたはずである。

当時、国民年金保険料が未納の場合、A市役所から督促状が来たが、申立期間の保険料に係る督促状は来なかったことからしても、申立期間の保険料は納付していたはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、同名簿は昭和52年10月11日に作成されたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたことが推認され、当該手続が行われた時点において、申立期間のうち47年4月から50年6月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、上記加入手続が行われた時点において、申立期間のうち昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については過年度納付が可能であるものの、申立人の保険料を納付したとする父親は既に亡くなっており、保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、上記名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、いずれも申立期間は国民年金保険料の未納期間とされており、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無

く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで
⑤ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していた。

申立期間②、③、④及び⑤について、夫が昭和 47 年 8 月頃から私と夫の分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 8 月 7 日に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられ、この時点で、申立期間①のうち、39 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられる時点において、申立期間①のうち、昭和 42 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間①の保険料の納付は母親が行っていたとしている上、申立人の母親は既に亡くなっていることか

ら、保険料の納付状況を確認することができない。

申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の夫は、申立人と自身の保険料を同時に納付していたとしているところ、申立人の夫の納付記録によると、申立期間②に係る保険料は未納となっている。

また、申立期間③、④及び⑤の前後の納付記録によると、夫婦共に国民年金保険料が納付済みとなっている期間において、申立人とその夫の保険料の納付時期が相違している期間が複数確認できる上、申立期間③、④及び⑤の複数回にわたり、申立人の納付記録のみが欠落したとは考えにくいことなどから、当該期間に係る申立人の夫の保険料が納付済みであることのみをもって申立人の当該期間の保険料が納付されていたとまで推認することはできない。

さらに、申立人に係るA市及びB市（現在は、A市）の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料は未納となっていることが確認でき、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録と一致しており、不自然な点もみられない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月頃から同年10月頃まで
申立期間について、私は、A市にあったB株式会社に勤めていたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
当時の同僚の名前も覚えており、間違いなく勤めていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB株式会社で一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚5人は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる上、そのうちの1人は、申立人は申立期間に同社で働いていたと証言している。

しかし、B株式会社は、昭和20年8月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同年9月20日に商号変更し、23年10月30日に解散しているため事業主に照会することができないことから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、昭和20年4月から同名簿の最後に記載されている同年7月30日までに被保険者資格を取得した者580人の中に申立人の名前は見当たらない上、健康保険の番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月頃から同年10月頃まで
② 昭和31年4月頃から同年10月頃まで

私は、昭和28年4月頃から33年8月までの毎年夏の期間、季節労働者としてA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所に出稼ぎに行っていたが、申立期間①及び②が厚生年金保険の加入期間とされていないので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する集合写真及び申立人の同僚等に関する具体的な記憶により、時期及び期間は特定できないものの、申立人はA株式会社C事業所に季節労働者として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社は、当時の資料が無いこと等から申立人の勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除等について不明と回答している。

また、申立人は、A株式会社C事業所に一緒に出稼ぎに行ったとして複数の同僚の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、いずれの同僚も申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A株式会社C事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①及び②を含む昭和30年及び31年に被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3535

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月頃から 37 年 4 月頃まで

私は、中学校を卒業した後、同級生の姉の紹介で、同級生と二人でA県B市C地区（当時）にあったD事業所に住み込みで2年間ほど勤務し、E業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同級生の姉に勤務先としてD事業所を紹介されたとしているところ、当該同級生の姉は、自身の弟と申立人は、一緒にA県B市C地区にあった同事業所に勤務したと証言している。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時、A県B市C地区に所在し、「D事業所」の名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できない上、当該地域において「D事業所」の名称の法人登記も見当たらないところ、申立人及び前述の同級生の姉は、同事業所の正確な所在地を覚えていないとしている。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書等の資料を所持していない上、D事業所の事業主及び申立人の同級生以外の同僚を特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人がD事業所で一緒に勤務したとする同級生について、申立期間中の昭和 35 年 11 月 1 日に、別の事業所において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき

るところ、申立期間におけるD事業所の被保険者記録は確認できない上、当該同級生の姉は、「弟は、当時のことを何も覚えていない。」としており、同級生本人から具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 16 日から 32 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 5 月 16 日付けで A 事業所（当時）に臨時の B 職として採用された後、正社員になり、平成 9 年 3 月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の後継事業所を統括する C 社の回答及び申立人が所持する辞令書から、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所記号払出簿及び A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 8 月 1 日であり、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、C 社は、当時の資料は無いとしていることから、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除等を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人が申立期間当時の同僚として記憶する 3 人は、申立人と同様に A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3538（東北（福島）厚生年金事案 3311 及び 3435
の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 5 月 10 日まで
② 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 10 月 20 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで

過去 2 回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、申立期間に係る脱退手当金を受給していない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる「脱」の表示が確認できること、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、その計算の基礎とされる厚生年金保険被保険者期間に漏れは無い上、計算上の誤りは無く法定支給額と一致しているほか、申立期間のうち最後に勤務した株式会社 A に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づく平成 26 年 3 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る 2 回目の申立てについては、申立人は、「株式会社 A では、B 業務を担当していた上司の事務補助者として働いていたので、この人に当時の状況を確認すれば、私が脱退手当金を受給していないこと

が分かるはずである。」として、株式会社Aにおける直属の上司の名前を挙げているが、当該上司は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、当委員会の決定に基づく平成26年6月27日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、株式会社Aの元同僚で、申立人が同社に入社する際の紹介者の名前を挙げており、当該元同僚に照会したところ、「私はC業務等に従事し、B業務等には従事しておらず、申立人の年金のことについては分からない。」と述べていることから、新たな事情とは認められず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。